

国民健康保険税の税率が変わります

平成 22 年度の国民健康保険税の税率を改定しました。

改定内容は、基礎課税分（医療給付分）の資産割を 40.5% から 20.0% に、均等割を 22,000 円から 21,000 円に引き下げとなります。

なお、平成 22 年度の国民健康保険税は 7 月に前年分の所得や固定資産税などをもとに、新しい税率で算定（本算定）して年税額を決定します。この年税額から第 1 期納付分（5 月）と第 2 期納付分（6 月）の仮算定分を差し引き、残りの納期（第 3 期から第 10 期）に割り当てます。（特別徴収の場合は異なります）

●国民健康保険税率（賦課方式 4 方式）

賦課区分	所得割	資産割	均等割(1人あたり)	平等割(1世帯あたり)
基礎課税分 (医療給付分)	6.00%	40.50% ↓ ※ 20.00%	22,000 円 ↓ ※ 21,000 円	25,000 円
後期高齢者支援金分	2.00%		6,000 円	6,000 円
介護納付金分	1.85%		7,500 円	
税率等合計	9.85%	※ 20.00%	※ 34,500 円	31,000 円

問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 122・123 役場税務課住民税係 内線 355・141・142

国民年金

20 歳以上の学生のみなさんへ

学生納付特例制度をご利用ください

日本国内に住むすべての人は、20 歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

学生で国民年金保険料が納められないときには、役場保険課国保年金係窓口へ申請してください。

対象となる人

20 歳以上の学生で、本人の前年の所得（1 月から 3 月までに申請される場合は前々年所得）が 118 万円（扶養親族がいれば基準額は変わります）以下の人

対象となる学生とは？

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校 および各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が 1 年以上ある課程）に在学する学生。夜間・定時制や通信制の学生も含まれます。

申請に必要なもの

- ① 学生証または平成 22 年 4 月 1 日以降に交付された在学証明書（写し可）
- ② 認印（本人が署名する場合は不要）

承認されると・・・

申請された年度の 4 月分から翌年 3 月分までの保険料の納付が猶予されます。

※ 学生納付特例の承認期間は、老齢・障害・遺族の各基礎年金を受給するための資格期間には算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は 10 年以内であれば納付が可能です。（ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3 年度目以降に納付する場合は、当時の保険料額に加算額がつきます。）

◆学生納付特例の申請の簡素化◆

平成 21 年度に学生納付特例を承認された人のうち平成 22 年度も引き続き在学予定の方が対象です。日本年金機構から送付される『ハガキ形式の申請書』を提出するだけで申請ができます。

役場保険課窓口での更新手続きは必要ありません。

問い合わせ先 熊本東年金事務所 ☎ 367-8144
役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 122・123